

風致地区内行為通知書

令和 年 月 日

船橋市長 あて

住所
申請者 氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名 〕
電話番号

船橋市風致地区条例第4条の規定により、風致地区内において下記の行為を行いますので、関係図書を添えて通知します。

記

1 風致地区名	(1)葛飾 (2)中山競馬場 (3)法典 (4)滝不動		
2 許可を受けようとする行為の種類	(1) 建築物の建築その他工作物の建設 (2) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (4) 水面の埋立て又は干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
3 行為の目的及び理由		6 行為地の地貌	
4 行為地の所在地(地名・地番)	船橋市	7 行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5 行為地の地目	(イ)田 (ロ)畑 (ハ)宅地 (ニ)山林 (ホ)原野 (ヘ)その他 ()	8 行為の内容	別添関係図書のとおり
摘要			

注1 代理人をもって申請する場合は住所、氏名、電話番号を空欄に記入し、別に委任状を添付すること。また、代理人が法人の場合には、実務担当者の名前も記載してください。

注2 「行為地の地貌」については、傾斜地、平たん地の別、林地、伐採跡地および立竹木、建築物、その他の工作物の有無を記入すること。